就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる
取扱いについてのＱ＆Ａ　vol.2（令和８年 11 月）

福岡市福祉局障がい施設福祉課

Ｑ１　障がい特性や症状等で外出が困難な場合がある利用者について、週２日は通所、週３日は在宅支援の計画を立てているが、当日の利用者の状態により通所が困難となった場合にも、在宅支援を提供したり、計画時よりも在宅支援の日数が増えてもよいのか。

Ａ１　個別支援計画に、①あらかじめ予定している在宅支援の実施日や支援内容、②障がい特性やそれによる不安定な状態等により通所が困難となった場合に在宅支援へ切り替えることがある旨及びその判断基準を記載している場合は、在宅支援を提供して差し支えありません。その結果として、一時的に計画時より在宅支援の日数が増えることも差し支えありません。

なお、この場合、個別支援計画には、通所が困難となる障がい特性やそれによる不安定な状態等及び在宅支援に切り替える場面等を具体的に記載してください。

また、計画外に在宅支援へ切り替えることができるのは、障がい特性やそれによる不安定な状態等により通所が困難となる場合に限られます。風邪等の突発的な感染症の罹患や怪我、持病等による体調不良の場合は、そもそも療養に専念すべきであり、在宅利用の対象とはなりません。

Ｑ２　台風襲来時などの天候不良時や、新型コロナウイルス等の感染症の流行など、「利用者や事業所の責めに帰さない事情」により事業所への通所を臨時的に休止する場合に、在宅支援を提供してよいか。

Ａ２　受給者証に在宅支援に関する記載を受けている利用者については、臨時的に在宅支援を提供して差し支えありません。その際は、休止理由をケース記録等に記載するとともに、利用者に対する活動や訓練等の内容を確保してください。

なお、このような臨時的な対応に備えることのみを目的として、通所利用を前提としている利用者を含め、一律に受給者証へ在宅支援に関する記載を受けることは認められません。

Ｑ３　子育てや家族の介護をしている利用者で、在宅支援と通所を組み合わせての利用を希望している者がいる場合は、どうすれば良いか。

Ａ３　利用者の子育てや家族の介護のみを理由として、在宅支援と通所を自由に変更することはできません。ただし、あらかじめ在宅支援を実施する曜日や支援内容等を計画し、支援効果が認められる場合は、個別支援計画に位置付けた上で実施することが可能です。

なお、「必要に応じて在宅支援を実施する」など、利用計画が不明確な記載は認められません。

Ｑ４　緊急時の対応について、事業所の職員が１時間以内に駆け付けられる体制とすることとされているが、台風等の荒天時に、１時間以内で駆け付けられない可能性がある場合は在宅支援の提供が不可となるのか。

Ａ４　荒天時なども含めて、いかなるときも当該体制の保証を求めるものではありません。ただし、「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」（※）ことから、公共交通機関が停止している場合や、車での移動も困難となるほどの荒天により、当該事業所の職員が１時間以内に駆け付ける体制の確保が困難であることが明らかな場合は、在宅利用は認められません。

※　厚生労働省 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.８（令和７年３月３１日）

Ｑ５　在宅支援を希望する理由は、障がい特性等によるものでなければならないか。

Ａ５　必ずしも障がい特性等に限るものではありません。しかし、本人の希望のみを理由として在宅支援を認めることは適切ではありません。「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」（※）ことを十分に踏まえ、在宅支援の実施に当たっては、事業所が十分なアセスメントを行い、在宅支援の必要性及び支援効果を個別に検討した上で、市町村へ届け出てください。

※　厚生労働省 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.８（令和７年３月３１日）

Ｑ６　在宅支援の内容として、自習を行わせてもよいのか。

Ａ６　就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習は認められません。また、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与する自習であっても、自習の実施状況を確認するのみで、事業所による指導、助言、解説その他の支援の実態がない場合は、公費による就労支援としては認められません。

（例）

①　日常生活能力の維持・向上を目的として、利用者に家事（掃除、洗濯、食器洗い等）を行うもの

→　直ちに就労に必要な知識及び能力の向上に寄与する訓練とは言えないため、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与すると言える理由や事業所による支援内容を十分に説明する必要があります。また、家事のみの訓練内容は認められません。

②　体力向上を目的として、利用者が単独で運動、ストレッチを行うもの

→　直ちに就労に必要な知識及び能力の向上に寄与する訓練とは言えないため、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与すると言える理由や事業所による支援内容を十分に説明する必要があります。また、運動、ストレッチのみの訓練内容は認められません。

③　資格取得等を目的として利用者が終日、読書、動画視聴又は問題集の自習を行うもの

→　原則として適切ではありません。自習を取り入れる場合であっても、事業所による指導、助言、解説、進捗確認等を組み合わせ、双方向性のある支援を行う必要があります。

（適切な支援の例）

・午前中に読書や動画視聴を実施し、午後に職員による解説やグループワークを行う。

・テレビ電話等を活用しながら問題集に取り組み、職員が適宜進捗確認や解説を行う。

※「【様式１】就労移行・就労継続支援事業の在宅支援における確認シート」、「個別支援計画」において、家事、運動、自習のみが訓練内容として記載されている場合、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与すると言える理由、事業所による支援内容の記載が不十分である場合は、在宅支援に必要な支援内容が確認できないため、在宅支援を認められません。

Ｑ７　在宅支援中の昼休憩の時間帯に家事援助等の居宅介護等を受けてもよいか。

Ａ７　昼休憩等であっても、在宅支援中に他の障がい福祉サービスを同時に受けることはできません。同日において、就労移行支援、就労継続支援の提供時間と居宅介護等のサービス提供時間が重複している場合は両サービスの報酬請求が返戻となります。

なお、就労移行支援等を居宅で利用する際に、居宅介護や重度訪問介護を受けなければ居宅での利用が困難な場合は、「在宅時生活支援サービス加算（※）」の取得を検討してください。

（※）在宅時生活支援サービス加算

（一）在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所（又は就労継続支援事業所）が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。

（二）在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。